

日本共産党 平井 良人議員

2019年2月京都市会 代表質問と答弁の概要

2019年2月25日



1、京都市はオーバーツーリズムであり、宿泊施設の総量規制が必要

中京区選出市会議員の平井良人です。日本共産党市会議員団を代表して質問をします。

私は、まず京都市の観光についてお聞きしたいと思います。ここ数年で「観光公害」という言葉がマスコミだけではなく、市民からも直接お話をいただく状況となっています。この「観光公害」という明確な定義はありませんが、観光客が押し寄せることによって「観光地において、自然環境、経済、社会文化にダメージを与えており、観光客の満足度を引き下げ、1度に訪問できる最大の観光客数を超過した」ものであると日本総研の調査部の研究員が一般用法として紹介しています。

その上で、観光公害の悪影響を3タイプに分けています。その第1は、観光地に居住する住民に負荷がかかることです。そして第2には、観光客の満足度の低下を招くことです。第3は、観光地としての名声や価値が毀損され、ビジネスに支障が生じるとされています。生活路線であるバス路線に市民が乗れない、簡易宿泊所の急増によって町内会の運営ができない、観光客が殺到し、生活のための商店街から観光のための商店街となり、市民の買い物にとって必要なものがなくなり、住民が物を買うことができなくなることで本来の商店街の機能や役割が失われるなどの状況が起こっています。市長はこの現状をどう認識されていますか。そして、京都市がすでにオーバーツーリズムになっていることを認識されていますか。あわせてお答えください。

京都観光総合調査を見ると、顕著に表れているのは、日本人日帰り観光客が2016年には392万人、2017年には349万人と2年間の合計で741万人と激減しており、毎日新聞の昨年11月12日付けの夕刊では日帰り観光客の激減を受けて「ふらっと気軽に行けない京都」と題して特集を組んでいます。その中で「観光客が増えず、行きつけの店でも予約を取らなきゃ入れなくなった。『そうだ、行こう』と思って、ふらっと出かけられる町じゃなくなってしまいました」とつぶられている文章には今の京都そのものを表しています。また、漬物屋業界では近年、漬物が売れなくなっているとの声が上がっていますが、外国人向けの漬物を作っても全く売れないそうです。ここには、従来から京都を支えている日帰り観光客が愛想をつかし、従来の産業が成り立たない状況があります。また、ホテルの急増で多くの方から「京都らしい町並みが失われている」との声がどこでも出される状況です。

デンマークのコペンハーゲン市では、2017年に観光促進戦略を新たに策定しました。そのタイトルは「観光の終焉」という宣言です。その文章には「観光はもっと地域住民や企業、そして観光客と一緒に作り上げていくものになるべきです。そして観光が地域に住む人の生活の質を上げなければコペンハーゲンは観光客の犠牲になってしまいます。マスメディアによるPRによって大量の観光客が押し寄せ、地域住民の負担になるようではダメです」と締められています。このほか、バルセロナやベニスなどもホテルの新設の禁止や訪問者数制限エリアの設定など、様々な施策のもと観光客を抑制する流れにあります。

市長は京都市において、コペンハーゲンやバルセロナ等の取組みに学ぶ必要があると思いますが、いかがですか。本気で「住んでよし、訪れてよし」の観光をつくるには、各ホテルや簡易宿所などの宿泊施設の総量規制などを行い、住民負担を減らす方向に舵をとるべきです。いかがですか。

(答弁→岡田副市長) 観光による交流人口の拡大が、地域活性化のために不可欠。平成29年の観光消費額は、1兆1000億を超え、市民の53%の年間消費支出に相当。京都経済

発展に大きく寄与し、極めて重要な政策だ。

一方、外国人観光客の急増などで、違法・不適切な民泊トラブル、一部の観光地、市バスの混雑やマナー違反などの課題が生じているので、徹底した指導による違法・不適切な民泊の根絶、観光客の分散化、市バスの混雑緩和、マナー啓発などに全力で取り組んでいる。

半数以上の外国人旅行者が日帰り客であり、宿泊日数の増加による消費額大や満足度の高い宿泊観光の推進も必要だ。

2、小規模簡易宿所での施設内管理者の常駐と住宅地での宿泊施設の規制を

あわせて、小規模簡易宿所の問題について質問します。2014年度の旅館業法に基づく施設数は合計で1002施設、そしてそのうち簡易宿所の合計は460施設でした。2018年度の旅館業法許可施設数は年度途中の1月末の集計で合計3522施設ですが、わずか4年間で3.5倍となっています。簡易宿所の状況はどうかといいますと、そのうち2903施設が簡易宿所となっています。2014年度で簡易宿所の割合は、45.9%、2018年度では82.4%と大半を占めています。しかも、地域全体を見ていると簡易宿所のその多くが小規模の簡易宿所となっています。

中京区では、急増し続ける簡易宿所の開業をめぐってトラブルが絶えません。工期を早めるばかりに解体工事の際、隣家の壁に傷をつけた業者や協定書を住民側からつくっても返事をしない業者など、事業者が利益優先で進めるため、トラブルが頻発しています。さらには施設の急増により「町内会の運営ができない」「地価が高騰している」などの弊害をもたらしています。

小規模簡易宿所の増加の一番大きな原因は、京町家への特例と1室10人以下の施設に対して管理者の常駐を求めていることです。だれに聞いても、すべての簡易宿所でも施設内の管理者の常駐は必要との声が出されます。また、小規模簡易宿所の多くが路地裏や細街路など京都市特有の狭隘な道に面して開業がなされています。住宅地のど真ん中に位置しており、静かな町内環境が一変することへの危惧の声は後を絶ちません。

住環境を守るべき京都市が住環境を壊し続けているのではありませんか。市長の見解をお聞きます。また、京都市旅館業法の施行及び適正な運営を確保するための措置に関する条例の改正を行い、管理者の常駐をすべての施設内で実施すべきです。あわせて、路地裏や細街路などの住宅密集地への宿泊施設の規制を行うべきです。いかがですか。

(答弁→村上副市長) 京町家活用施設など玄関帳場設置の例外となる場合には、おおむね800m以内に営業者等が駐在し、10分以内に駆け付けることを義務付けている。

また、密集市街地が多く分布する等の事情も踏まえ、施設ごとのルールづくりと徹底を義務付け、「民泊」地域支援アドバイザーの派遣などの対策も講じ、住環境との調和をしっかりと図っている。

独自ルールが遵守されるよう、違反が疑われる通報があった場合は、必要に応じて職員が現場に赴き、指導を行い、悪質なものは告発するなど、厳正に対処し、違法民泊や通報件数は激減している。

3、中小・小規模企業の振興をはかる条例の制定を

続いて、京都市内で99.7%を占める中小企業の位置づけを高めること及び京都の老舗企業や伝統産業、商店街など様々な地域の活力と経済の屋台骨となっている中小・小規模企業の支援について質問します。

現在の中小企業をめぐる状況は決して政府や京都市のいう「緩やかな回復基調」ではありません。

東京商工リサーチが1月21日に、昨年1年間の京都府の企業倒産状況を示しています。その中身は、倒産件数で271件、負債総額で225億200万円と倒産件数、負債総額ともに増加傾向にあります。着目すべきは、個人企業の倒産件数です。全体271件の内117件43.2%にも上り、年間を通し

て資本力の乏しい中小・小規模企業を中心とした小口倒産が多く発生しています。原因別の倒産状況を見ても、販売不振が全体件数の93%を占めており、形態別倒産状況では、破産が全体の86.7%にも及びます。すなわち、中小企業の中でも小規模企業が倒産に追い込まれており、しかも会社更生法や民事再生法、清算などの手段が取れない企業がつぶされている状況です。

前回の市長総括の際にも私は、中小企業憲章の前文では「自立する中小企業を励まし、困っている企業を支え、どんな問題でも中小企業の立場で考えていく」ことによって「安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるように」と定めていることを紹介しました。本来なら、国と地方自治体が一体となって、企業の99.7%を占める中小・小規模企業を応援し、現状を打開する方策が必要です。

中小・小規模企業の現状について、市長の認識をお聞きしたいと思います。いかがですか。

各地でつくられている中小企業振興条例は、中小企業だけでなく、小規模の事業者も含めた条例、大企業の役割を含めた条例、金融機関の役割を含めた条例など、中小企業のおかれている現状をとらえながら、その理念を活かして具体的政策が年度ごとに行われています。中小企業者や学識者、市民も含め複眼で議論がされ、地域経済の循環も加味されたものになっています。

現状の中小企業の苦境を克服するためにもその規模に応じた条例の制定とそこから出発した具体策が必要です。特に大企業が中小企業の振興に協力することや地域づくりと地域の活性化を促す役割、社会的な責任を果たすことなどを盛り込んだ振興条例の制定をはじめとし、その進捗状況を検証し、発展させる審議会の設置を求めます。いかがですか。

(答弁→市長)本市経済は、雇用情勢の改善など緩やかに拡大しているが、個々の企業ではらつきがあり、隅々まで行き渡らせる必要がある。

昨年9月に、企業の規模ではなく、地域に根差す企業の継承・発展の理念を掲げた「京都・地域企業宣言」を発表され、私も賛同し、中小企業を中心とした地域企業を応援する条例を制定する。市民意見は460件寄せられた。

条例には、様々な業種の地域企業が連携し、新事業に取り組むことや、地域コミュニティの活性化、多様な担い手を支援する取組等を掲げ、地域の持続的発展の推進力、中小企業の発展の力となると確信している。

4、大学生への給付制奨学金制度の創設を

次に、大学生の学費・奨学金や違法アルバイトについてお聞きします。

私は、議員になってからの4年間、現状の高学費に苦しむ学生のみなさんや就職後に今の貸与制奨学金の返済に苦しむ方々の声をLDA-KYOTO・生きやすい京都をつくる全世代行動のみなさんと一緒に大学門前や駅頭でアンケートを集めてきました。そして、その声を届けるために省庁要請や政策提案をし、現状を変えるために奮闘してまいりました。

全国各地で行われてきた運動のもとで、政府はようやく各地の学生のみなさんや保護者のみなさんなどの声を受け、2016年12月に給付型奨学金制度の創設に踏み出しました。従来「貸与」が中心の日本の奨学金制度を改善する重要な一歩だと考えますが、一方で対象人数、給付額ともに大きな課題があります。

2017年度に無利子奨学金と貸与型奨学金を借りた合計数は134万人でそのうち給付型奨学金を受けられる対象者数は、1学年2万人でわずか1.5%にしかすぎません。しかも、給付額も私立大学で自宅外通学でも月額4万円という少なさです。これでは、大学生や保護者の直面している困難を認識していないことは明らかです。

改めて、国に対して給付型奨学金の対象人数の拡大と給付額の拡大を求めるべきだと考えますが、いかがですか。

また、これまでも議会の中で、京都市独自の給付制奨学金制度の創設を訴えてきました。京都市には14万7千人もの学生が大学に来ており、京都市こそ、大学生の高学費への支援を強めることが求めら

れています。

この間も京都市内の駅頭や主要な大通りなどでLDAKYOTOのみなさんと一緒に当事者の生の声を聞きました。ある学生は「バイトをしながら、奨学金は上限いっぱい借りている。洗濯機がないから、コインランドリーに行っているが、お金がかかるので洗濯の回数すら控えている」や、「大学に通うために多額の奨学金を借りている。バイトは、夜中の時給の良いバイトをしながら、友達とルームシェアして、節約している。学費が高すぎる」など厳しい状況と不安を話していただきました。

札幌市では1951年から独自の奨学金制度をつくっています。今から10年前にも対象人数を引き上げ、2018年度の大学生の採用者数は251人にも及びます。予算額は、高校生の奨学金を除くと約2000万円です。京都市一般会計予算のわずか0.0025%です。京都市は副市長答弁で「国において統一的に奨学金の拡充が図られるべき」と突き放した答弁で、予算の欠片もありません。それは、多くの学生の思いに応える姿勢がないと言わざるを得ません。やる気になればできることです。

今市会にLDA-KYOTOのみなさんから請願が提出されています。市長は学生の生の声を聞き、京都市独自の給付制奨学金制度の創設をすべきですが、いかがですか。

(答弁→岡田副市長) 意欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないように、教育の機会均等を図ることは重要である。平成28年9月市会でも、給付型奨学金の創設等を求める意見書が議決をされている。

着実に国の奨学金制度の充実がなされており、授業料減免と給付型奨学金の大幅な拡充による真に支援が必要な低所得者世帯の学生を対象とした、「高等教育の無償化」を2020年度より実現するための法案が今国会に提出されている。今後とも、国に対して引き続きしっかりと強く要望していく。

5、奨学金の返済支援制度の創設を

次に、パネルをご覧ください。この間、日本学生支援機構の自己破産件数が近年増加しており、2012年から2017年度の合計で18,753件にも上り、特に2016年と2017年はその数が急増しています。財務省や文部科学省は、来年春にも破産者の急増を受けて連帯保証人を立てる制度から貸与を受けた本人が保証機関に一定の保証料を払い、一時的に肩代わりをする「機関保証」への一元化を行おうとしています。一時的ですから、将来的には破産を呼び込むものとなり、解決には至りません。

就職してから奨学金を返し続けている方の生活の現状は厳しく、これまでも「返済によって結婚に踏み切れない」や「節約しても貧困な生活から抜け出せない」などの声が寄せられています。

京都府が2017年度から実施している「就労・奨学金一体型支援事業」は、2017年度の予算執行額で当初予算1億円に対して、補助として155万円と1.5%しか使われず、返済制度を設けた企業は14社にとどまっており、多くの返済に困っている方には届いていません。

高学費と卒業後の就職が決定的な要因となり、返済をしたくてもできない方がたくさんおられます。

現状、この制度では主眼に置かれている中小企業支援にもなっていません。改めて、奨学金を返済している市民へ直接支援する制度を実施すべきです。いかがですか。京都市は中小企業への周知を拡大し、中小企業と返済をしている本人の負担を軽減するため、補助額や返済期間を拡充すべきです。いかがですか。あわせてお答えください。

(答弁→岡田副市長) 府の就労・奨学金返済一体型支援制度については、中小企業の担い手確保に向けた支援策として周知に注力しているが、1月末現在で24社の利用となっている。これを受け、府では、従業員の府内居住要件の廃止等、制度の改善に取り組んでおり、本市としても、府や経済界と連携して活用促進に努めていく。

6、ブラックバイトの根絶へ、大学ごとの相談窓口や労働法制学習の機会を

また、高学費の影響を受け、二重や三重に学費を稼ぐためにアルバイトをしているケースが多く見受けられます。私は一年目の代表質問でブラックバイトに対する相談窓口の設置を求めてきました。

これまでも「テストの前日にアルバイトを遅くまでシフトとして入れられ、結局勉強ができなかった」という声や「店の備品を壊したら、故意ではなくても弁償を求められる」等、劣悪な実態が横行している状況を聞き、京都市にもその現状をぶつけてきました。結果として相談窓口はできましたが「ブラックバイト根絶」にはまだほど遠い現状が横たわっています。

昨年3月に行った平成29年度アルバイトの実態等に関するアンケート結果でも明らかになっていますが、アルバイト経験者の4人1人は学業等への支障があり、6人に1人が何らかのトラブルを経験しているのが現状です。また、トラブルの相談では相談先を行政に頼る人は非常に少ない状況が明らかになっています。さらには、大学生等の6割が高校や大学の授業でのワークルール教育を望んでいるという結果が出ています。

この間、ブラックバイト相談窓口になっているわかもの就職支援センターの相談数の推移は、1年目が出張相談も含めて14件、2年目が9件、3年目が3件と相談件数が減ってきており、利用されないものとなっているのが実情です。アルバイト先で何らかのトラブルを経験している人は確実におり、その解決が求められています。アルバイトの違法行為に対して、いつでもどこでも気軽に相談に乗ってもらえる窓口が必要です。

現在窓口のある京都わかもの就職支援センターは、中小企業のマッチングや大学生の就職に対する支援を中心に事業を行っていますが、窓口の数も含めて、トラブルに巻き込まれている学生の支援をするにはその規模も予算も小さすぎます。

大学ごとに窓口があれば、市長のおっしゃる通り「ブラックバイト根絶」の道が見えるのではありませんか。本当に根絶する気があるなら、京都市が大学ごとに相談窓口の設置要請を行い、開設への補助・支援をすることが必要だと考えます。いかがですか。

もうひとつは、ワークルールを高校生、大学生ともに入学当初に学べる環境が必要です。すべての高校・大学の授業やガイダンスなどで労働法制や違法な働き方への対応について、学べる機会をつくるべきと考えますが、いかがですか。あわせてお答えください。

(答弁→産業観光局長) 京都ブラックバイト対策協議会を設置し、市内10箇所の窓口で、アルバイトのトラブルの相談に応じている。

大学の新生ガイダンスでは、相談窓口を周知するカードの配布を行い、ポスターの掲示、大学でのワークルールセミナーや出張相談を行っている。効果的な周知啓発に努める。

高校では、労働問題や労働災害を授業等で取り扱い、外部講師を招くなどの取組が実施されている。

本市及び府・労働局・経済界・各機関が役割を果たし、根絶への取組を進めていく。

7、温かい全員制の中学校給食の実現へ

次に、京都市でも小学校のような温かい全員制の中学校給食の実現を求め、質問します。この間、京都府内の多くの自治体が全員制の中学校給食へ方針を転換し、残る自治体は、京都市と亀岡市だけとなりました。日本共産党市会議員団は、市民のみなさんの運動と連帯し、何度となく本会議や委員会でも取り上げ、実現を求めてきました。

今年度夏に提出された「小学校のような全員制の温かい中学校給食の実現」をと求めた教育委員会に宛てた要望署名は5137筆も集まっています。

それもそのはずです。京都市は、1998年に「食生活に関するアンケート」を行ってから、20年以上調査をしていません。これで子どもや保護者の声に応えていると言えるでしょうか。そもそも学校給食は「すべての子どもに」「等しく」提供されるからこそ、家庭の状況を反映せず、子どもの貧困対策の重要なひとつとして、その効果を発揮するのであり、それはすでに、社会的要請になっているではありませんか。

今こそ、来年度実施予定の中学校給食に関する調査は選択制が前提ではなく、それぞれの子どもや保護者のみなさんの思いを聞き、あたたかい全員制の中学校給食実施の決断をすべきだと考えますが、いかがですか。

(答弁→教育長) 来年度は、各校での昼食状況や家庭との連携等の調査や、抽出による生徒への食生活や生活等のアンケート、保護者アンケートを実施し、平成10年度の調査との経年変化の把握と、学校現場や生徒・保護者の意見や実態把握を進める。

給食の利用をスマートフォン等から申し込み、口座振替等の決済や1週間単位での申込みが可能となる給食予約管理システムの導入など利便性の向上を図る。

8、市バス料金の消費税転嫁による値上げはやめよ

次に市バス鉄事業についていくつかの質問をします。市バスはこの15年間黒字を続け、累積債務の解消、乗客1日当たり36万8000人の利用となり、「市民の足」として、また、観光客などの観光地への交通手段としての役割を果たしています。

ところが「京都市バス・地下鉄事業経営ビジョン」答申では、バス530両の更新やバス運転士と整備士の担い手不足、「管理の受委託」業者の一部撤退や受託規模の縮小などにより、今後10年間の計画で経常赤字が100億円を超えると予測されています。

答申でも「増収に努めること」や「安易な運賃値上げに頼らないこと」を求めておられます。このことは私ももっともなことだと思います。

市バスの均一区間運賃230円は、16年間初乗りで日本一高い運賃となっており、しかもこれに加えて、10月の消費税転嫁の提案が出され、定期券や均一区間外の調整区間の一部値上げなどが含まれ、来年度交通局で3億8300万円の市民への負担増を行うこととなります。すでに市民の生活は限界を超えています。

商店のみなさんからは「これ以上、増税されたら店を閉めることになる」との声や「8%に上がったときに、これまでより節約したが、もう節約しようがない」などの悲鳴の声ばかりが出されます。

この消費税負担を利用者に押し付けることは、到底市民の理解を得られるものではありません。

総務省は、2013年12月24日に「消費税率の引き上げとこれに伴う対応」との通知・通達を出していますが、あくまでも文章に貫かれているのは、お願い文章であり、強制ではありません。むしろ京都市が、国に成り代わって負担を押し付けていることになっているのではありませんか。

そこで市長にお尋ねします。消費税増税分を市民に押し付けることは、乗客離れを生み出し、交通局の経営計画にも障害となることは明らかであり、撤回すべきです。いかがですか。そして、乗客へのサービス向上やバス待ち環境の充実などを通じて、増客に努めていく決意を求めますが、いかがですか。

そのためには、大きな問題があります。国からの公共交通に対する補助制度は、ほぼ皆無に等しく、独立採算では限界があります。答申でも述べられていますが、その国の姿勢を変えることが必要です。今後、車両購入する際にも企業債を借り入れることとなりますが、5年での償還が求められており、短期間に返済が集中します。民間と公営企業には違いがあり、そこを国に補填してもらう必要があります。

運転士不足など全国で共通する課題や京都市特有の課題を国が責任を持つ立場で補助を行う必要があります。改めて、国に制度改善を迫ることを求めます。いかがですか。

また、交通局は「一般会計に頼らない自立経営」を掲げていますが、京都市は「公共交通優先のまちづくりは、交通局だけでなく市全体で取り組むもの」としています。ですから、任意の補助金を活用することは当然のことです。

市長は、市バス事業が安定的に運営できるよう一般会計からの繰り入れを行うべきです。いかがですか。

(答弁→公営企業管理者・交通局長) 消費税は、最終的には消費者に転嫁される予定の間接税であり、運賃にも転嫁する。転嫁しない場合は、税負担の公平性が保たれず、不足分を交通局の負担になるなど、極めて不適切である。

増客に向けては、現行の輸送力を最大限活用し、路線・ダイヤの改善に努め、バス待ち環境については、設備の着実な更新や民間事業者とも連携し、向上策を推進する。

国へは単なる財政面の補填ではなく、バス車両の更新による財政負担の集中や、バス運転士、整備士の担い手不足への対応などの課題について、本市の実情を踏まえた制度改善などの要望を行う。

一般会計からの繰入れについては、独立採算という公営企業経営の基本原則に則り、制度に基づく繰入金や、宿泊税を活用した混雑対策等を推進するための繰入金は確保したうえで、任意の財政支援には頼らない「自立した経営」の継続を目指す。

9、水道料金、下水道料金の消費税転嫁による値上げをやめよ

次に水道事業、下水道事業について質問します。2017年度決算でも水道事業は3年連続黒字となり、下水道事業は8年連続黒字となっています。それぞれの黒字を水道は建設改良積立金、下水道は減債積立金へと積立て、急がれる老朽化した管路の解消と企業債残高の縮減に努めておられます。さらに防災、減災対策や災害用マンホールトイレの増設など昨年の災害を教訓に対策を進めておられます。

しかし、消費税の転嫁が命の水である水道、上下水道の値上げとして提案されています。京都市が行う事業ごとに増税となれば、市民生活は成り立たないどころか、命の水としての役割を放棄することになります。

市長は、命を切り縮める消費税の転嫁はやめるべきです。いかがですか。

答弁を求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(答弁→公営企業管理者・上下水道局長) 消費税は、最終的に消費者へ転嫁が予定される間接税であり、公共料金にも転嫁する。転嫁しなければ、公営企業の負担となり、財源の確保が必要、負担を将来世代に先送りすることにもなり、極めて不適切だ。両事業ともに、今後の経営環境は一層厳しさを増す見通しだ。